

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	津留樋管外104件操作委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 伊藤 浩和 大分市西大道1丁目1番71号
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	大分市
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥840,821-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 契約の相手方：大分市
2. 業務の名称：津留樋管外104件操作委託
3. 契約理由

【水門等操作委託】

本業務は、大分市内における河川管理施設において、洪水時の支川への逆流防止及びそれに伴う内水排除を行う排水機場及び排水樋門計104施設の操作点検業務を委託するものである。

本業務は、公共的、地域防災的なものであり、出水時には、その緊急性に迅速且つ的確な行動・判断を有している必要がある。

上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地元自治体であり、当該地域の地域特性を熟知しており、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。

以上のことから、本業務は、河川法第99条に基づき大分市に委託するものである。

よって、会計法第29条の3第4項、並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

令和8年 4月 1日

大分河川国道事務所
河川管理課長

●水閘門等操作管理委託契約に関する留意事項の考え方について

1. 委嘱状の廃止について

考え方：国が操作員に対して委嘱状を発出することは、国と操作員の間に直接的な労務関係（無報酬を前提とした片務関係）が生じることを意味する。この労務関係を前提とすると、操作業務は国から操作員に委託され、国から町に委託された内容は、操作業務を除く施設の維持管理等の業務、操作員の推薦等業務のみという変則的な契約内容になる。

このような輻輳した権利関係は、操作員に係る事故が発生した場合、責任の所在があいまいになり、補償に関する対応が複雑となる。

（平成16年10月13日 顧問弁護士見解）

2. 労災保険の契約内容について

考え方：①水門等の操作に関して、国土交通省と直接契約し、委嘱を受けた操作員については、国家公務員にみなすと解され、業務従事中の事故（本人）には、国家公務員災害補償法が適用される。

一方、地元市町村への委託の場合は、国家公務員にみなすとは解されておらず、国家公務員災害補償法が適用されない。そのため措置として労災保険等費用を委託費に含む（受託市町村が労災保険等を契約）ことが考えられている。

②一般的な傷害保険では、約款上、地震若しくは噴火又はこれらによる津波によって生じた傷害については、通常支払わないと規定されている。しかしながら、委託業務の性格上、当該状況下での業務実施も当然考えられることから、別途、天災危険担保特約を付ける必要がある。

③対人賠償責任保険、対物賠償責任保険等の第三者に対するの損害賠償については、国家賠償法による支払いとなるため、別途の保険加入は余分な経費の支払いとなる。

④町が締結する労災保険等は、消費税法上の非課税取引であり、消費税相当額は必要ない。（平成17年3月1日博多税務署源泉部門確認）

一方、国と町が締結する水閘門等操作管理委託契約は、消費税法上の課税対象の取引となる。

よって、当該委託契約に係る消費税相当額の算定に当たっては、労災保険等の保険料相当額から消費税相当額を控除しないと、余分な経費の支払いとなる。

3. 障害物除去費、場内外整理費の計上及び実績変更の徹底

考え方：障害物除去費、場内外整理費の計上について、九州地整では、本省通達以外に個々の排水機場等で別途見積もる作業がある場合は、実状にあわせて障害物撤去費、場内外整理費という項目により、費用を計上できる積算基準（案）としている。

実状等に鑑み、障害物除去費、場内外整理費の計上については再度精査し、計上する場合は、記録表様式の提出、点検整備時間の記載、写真管理（着手前と完了時）等により確認のうえ、実績に応じた契約変更の徹底をお願いします。